

岸記念体育会館事務所及び会議室使用規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「本会」という。）の加盟団体等に対して、活動拠点となる本部事務所や、組織運営のために重要な会議等の実施場所の提供を通じて、各団体の円滑な運営と組織の充実を図り、より一層のスポーツ振興を図ることを目的に、本会が設置・運営する岸記念体育会館（以下「本会館」という。）の事務所及び会議室（以下「事務所等」という。）の使用に必要な事項を定める。

(責任者)

第2条 事務所等の使用に係る責任者は、本会総務部長（以下、「責任者」という。）とする。

(使用の範囲)

第3条 本会館の事務所は本会加盟団体、本会加盟団体傘下のスポーツ団体及びスポーツ振興を目的とした団体（以下「使用者」という。）が使用するものとする。
2. 会議室は使用者が会議等の開催のために使用するものとする。

(指示事項の遵守義務)

第4条 事務所等を使用する者は、この規程に基づき、責任者または責任者が指名する者が必要な指示をしたときは、その指示に従わなければならない。

(開館時間及び休館日)

第5条 本会館の開館時間は6時から23時までとする。
2. 開館時間外の使用については、予め責任者へ書面による届け出を行い、承認を得なければならない。
3. 休館日は毎年12月29日から翌年1月3日及びその他本会が指定した日とする。
4. 正面玄関の開放時間は、月曜日から土曜日までの8時30分から21時までとする。

(使用許可の制限)

第6条 事務所等の使用にあたり、次のいずれかの事項に該当する場合は使用を認めない。なお、会議室については、本会が使用を中止させた場合であっても使用者はその使用料を全額負担しなければならない。
(1) 申込書の記載事項に偽りがあったと本会が判断したとき

- (2) 公の秩序又は善良な風紀を乱す行為があると本会が判断したとき
 - (3) 他の使用者に対し、迷惑を及ぼす行為があると本会が判断したとき
 - (4) 会場、設備及び備品等を毀損する行為があったとき
 - (5) その他、会館の管理上、支障があると本会が判断したとき
2. 会議室において、飲食を伴う「懇親会」、「パーティー」等の開催は、原則として認めない。

第2章 事務所の使用

(申請及び契約)

- 第7条 事務所の使用を希望する団体は、責任者に書面による届け出を行い、許可を受けた後、本会の指定する契約書により、事務所使用に関する契約を締結しなければならない。
2. 事務所の使用に関する条件は別途契約書に定める。

(使用料等)

- 第8条 事務所の使用許可を受けた団体は、以下に定める使用料等のうち、必要なものについて負担しなければならない。
- (1) 事務所使用料
 - (2) 会館管理費（光熱水費、共益費）
 - (3) ケーブル使用料
 - (4) 空調使用料
 - (5) 増設電気代
2. 事務所使用料等の料金は別に定める。
3. 月の途中で事務所の使用に関して変更が生じた場合、使用料等はそれぞれの基準月額（消費税を除く）を当該月の日数で除した金額（1円未満切捨）を基準日額とし、使用日数に応じ算出する。また、消費税については外税とする。
4. 使用料等は、原則として使用する月の末日までに納付しなければならない。但し、予め本会の承認を得た場合はこの限りではない。

(倉庫)

- 第9条 事務所の使用許可を受けた団体は、本会の指定する倉庫を無償で 사용할ことができる。
2. 本会の指定する倉庫の他、更に倉庫の使用を希望する場合は、責任者へ書面による届け出を行い、許可を受けた後、本会与倉庫使用に関する覚書を締結しなければならない。
3. 倉庫の使用に関する条件は別途覚書に定める。

(退去)

第 10 条 退去の際は、事務所の使用許可を受けた団体の責任において原状に復帰しなければならない。

第 3 章 会議室の使用

(使用時間)

第 11 条 会議室の使用時間は平日（月曜日から土曜日）の 9 時から 21 時、休日（日曜日・祝日）の 9 時から 18 時とする。

2. 使用時間帯の区分については別に定める。

(使用日時の決定)

第 12 条 会議室の使用日及び使用時間帯は、次の使用目的毎に、本会が実施する抽選会で決定する。

(1) 理事会、評議員会、総会への使用については、原則として使用月 2 ヶ月前の指定日に実施する抽選会

(2) 一般会議への使用については、原則として使用月 1 ヶ月前の指定日に実施する抽選会

2. 抽選会実施後、空室がある場合は、「会議室使用申込書」の提出順に決定する。

(抽選会)

第 13 条 抽選会に参加できる団体は、本会並びに公益財団法人日本オリンピック委員会の加盟団体とその傘下の団体及び本会館に事務所のあるスポーツ団体とする。

2. 抽選会は毎月第一木曜日（当該日が本会休務日の場合はその翌週）の 10 時より本会館にて実施する。

3. 抽選会の日時や場所に変更がある場合は、本会館内に掲示する。

4. 抽選会では、本会指定の方法により抽選を行う。

(申込手続き)

第 14 条 会議室の使用を希望する団体は、第 12 条により使用日及び使用時間帯が決定した後、本会へ「会議室使用申込書」を提出しなければならない。

2. 申込手続きについては別に定める。

(使用料等)

第 15 条 会議室の使用料等は別に定める。

2. 使用者は、本会が指定する方法により、会議室の使用料等を速やかに納付する。

但し、予め本会の承認を得た場合はこの限りではない。

(使用の取り止め及び変更)

第 16 条 会議室の使用許可を受けたものが、その使用を取り止め又は変更しようとするときは、事前に本会に届け出なければならない。

(使用の取り止めに係る使用料の返還)

第 17 条 使用の取り止めに伴う使用料の取り扱いは別に定める。

第 4 章 その他

(使用者の責務)

第 18 条 使用者は事務所等の使用にあたり、この規程を遵守しなければならない。

(使用権譲渡の禁止)

第 19 条 使用者は事務所等を使用する権利を第三者に譲渡してはならない。

(目的外使用の禁止)

第 20 条 使用者は事務所等を、許可を受けた目的以外に使用してはならない。

(賠償)

第 21 条 使用者が建物、事務所等の設備・備品を毀損し、又は紛失したときは、速やかに本会に報告し、その損害を賠償しなければならない。

2. 盗難等により使用者が損害を受けた場合について、本会は一切の責任を負わないものとする。

(安全管理)

第 22 条 使用者は、事務所等の火災予防に努めなければならない。

2. 発火性・爆発性のある物の持ち込みは固く禁止する。

3. 使用者は、火災、地震等の非常時には本会と連携のもと、利用者の安全確保及び避難誘導に努める。

附則

1. この規程は平成 23 年 1 月 11 日から施行する。

2. この規定は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成 23 年 4 月 1 日）から施行する。

3. この規程は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

【別紙】

岸記念体育会館事務所使用料等基準

公益財団法人 日本スポーツ協会

平成 23 年 4 月 1 日制定

平成 30 年 4 月 1 日制定

1. 事務所使用料計算基準（税別）

＜本会加盟団体、本会加盟団体傘下のスポーツ団体の計算方法＞

① 0.1 坪 ～ 10.0 坪まで 1 坪月額 @7,200 円

② 10.1 坪 ～ 20.0 坪まで 1 坪月額 @7,800 円

③ 20.1 坪 ～ 1 坪月額 @8,400 円

＜上記以外のスポーツ振興を目的とした団体の計算方法＞

① 0.1 坪 ～ 1 坪月額 @14,000 円

2. 岸記念体育会館管理費計算基準（税別）

1 坪月額 @6,600 円

3. ケーブル使用料（税別）

1 団体ごと月額 @2,000 円

4. 空調使用料

基本使用料 1 台あたり@2,700 円（税別）

電気代 実費

5. 倉庫使用料（税別）

① 0.1 坪 ～ 1 坪月額 @7,000 円

6. 増設電気代（電気容量増設団体のみ）

電気代 実費